

公 聴 会 記 録

1.趣 旨

本路線は、本市北部地域における東西軸として地区間交通に対処する路線であり、地区の骨格となる都市幹線道路として重要なネットワークの一つに位置付けられ逐次整備を図っている。

当該工区については、従前地盤との高低差が大きく擁壁及び盛土として整備する必要が生じたため、道路区域を変更(追加)しようとするものであり、より多くの住民の意見を反映し市決定の都市計画の案として取りまとめるため、都市計画法及び都市計画公聴会規則に基づいて公聴会を開催した。

2. 都市計画案件の概要

県北都市計画道路の変更(素案)(3.4.126 北沢又丸子線)

【位置図(参考)】



3. 公聴会の期日及び場所

開 催 日 令和6年1月11日(木)午後7時 00 分から

場 所 福島市市民会館 502号室

公 述 人 0名

傍 聴 人 一般傍聴 0 名 報道0名

4.案の公告・縦覧

公告日 令和5年12月14日(木)

縦覧期間 令和5年12月14日(木)から令和5年12月28日(木)までの
平日8時30分から17時15分まで

縦覧場所 福島市都市政策部都市計画課(市役所本庁舎東棟6階)

申出期間 令和5年12月14日(木)から令和6年1月4日(木)までの
平日8時30分から17時15分まで

5.公述の申し出

なし

6.その他公聴会の経過に関する事項

福島県との協議を経て、福島市都市計画審議会に諮り、都市計画法の手続きを進めていく。